

「臨教審」から「教育課程審議会答申」そして

鈴木 木 祥 蔵

一、教育課程審議会答申（一九八七年二月）の原理について

教育課程審議会は、一九八七年の一二月に「臨教審」の最終答申を受けたかたちで、学習指導要領の改訂に関して意見をまとめ答申を文部大臣に提出した。

それによれば、「個性主義」を原理として教育内容を編成することをすすめている。もちろんこの「個性主義」という原則は、臨教審が打ち出したものであって、一つは能力主義、つまり自由競争主義の立場を強化することであり、もう一つは、民族主義の立場である。これは道徳教育の徹底とナショナリズムの強調という二側面をうちにくんだ原理なのである。

今回の「教育課程審議会答申」の小、中、高の教育内容の改善（？）の方向の具体的なあり様を、とりあえずこの二つの流れにそって抽出してみると次のようなものとなる。

もちろん、この二つの流れを分析的に並べてみて、そしてさらに総合して判断を明確にしなければならぬのである。

若干のコメントをつけ加えてみよう。まず上段にまとめられた道徳教育を強化し、ナショナリズムをすすめるという側面の問題では、①の生活科の新設というのが問題になる。生活科はいかにも小学校低学年にふさわしい教科のようにみえるのであるが、それは今回の「教課審」の説明によると、従来の社会科で必ずとりあげていた「親の仕事（労

3 「臨教審」から「教育課程審議会答申」そして

<p>(一)道徳教育とナショナリズムの強化</p> <p>①小学校低学年の社会科と理科を廃して「生活科」を新設し、そこで道徳教育を徹底させる。</p> <p>②国語科に道徳を教えるための教材を入れる。</p> <p>③校長・教頭にも道徳の授業を担当させる。</p> <p>④初任者研修を義務化させ、とくに道徳教育を徹底して研修させる。</p> <p>⑤「日の丸、君が代」を儀式に用いて、尊敬の念をいだかせる。</p> <p>⑥小学校六年生と中学校社会科で「国旗と国歌」の意義を理解させる。</p> <p>⑦高校社会科を廃止して、地歴と公民科に再編して、世界史を必修させる。</p> <p>⑧格技を「武道」に改めてダンスを男女ともに履修可能とする。</p>	<p>(二)能力主義の徹底</p> <p>①小学校から学習評価を多様化する。</p> <p>②中学校で習熟度別編成をとり入れ、高校につなげる。</p> <p>③中学校三年生を中心に選択教科を拡大、英語四時間(週)が可能になる道を開く。</p> <p>④高校では選択教科を大幅にふやす。</p> <p>⑤六年制中学校を制度化してスポーツなどの一貫教育を可能にする。(つまりエリート教育を可能にする。)</p> <p>⑥単位制高校を制度化して従来の高校の枠をはずす。</p>
---	---

することである。人類の良心とは、戦争に反対し、反核・反原発をつらぬき通すこと、したがってまた人権の思想を明確に持って反差別をつらぬくことなのである。

世界人権宣言の前文には、「人権の無視と軽侮とは人類の良心を踏みにじった野蛮行為を生ぜしめ……」と表現されている。野蛮行為の最たるものが戦争であり、日常的に生ずる野蛮行為が差別なのである。だから、差別を許さず、差別を見ぬき、差別に反対する精神を育てることが今日の人類に課せられたもっとも重要な道徳なのである。そのような道徳を強化する道をとぎして、今日の日本の国家権力を権威としてその命令に唯唯諾々と従う態度を子どもに植えつける、つまり、現在の秩序に従順であることそれが道徳だと彼らは考えているのである。それは単なる「社会規範」であって、われわれのいう人間の道徳ではない。「日の丸・君が代に慣れさせるのも彼らのいうところの道徳なのであるが、そうすれば国家規範に従うことだけが強制されてしまつて、国家が戦争を決意したときにこれを批判し、人類の良心をつらぬくことのできない国民をつくり出す手段となるのである。

社会科は戦前の修身科に象徴される「国家規範」(当時の社会規範)の押しつけがあいまわしい戦争への準備教育であったことを批判し反省して、第一に「批判力」の育

働」というようなものを学ぶ機会にリアルに社会を見る目を育てるところは取り去られてしまつて、社会規範になじませるといふ方向で授業がすすめられることになるのである。

戦前の天皇制下の教育では、修身科がまさにそのような役割を果たしたし、それ以上に、国語科の内容が当時の「道徳」を教える役割を果たしていた。当時は国定教科書であった関係もあり、国語の教材には超国家主義的、軍国主義的教材が極めて自由に盛り込まれていたのである。

全学年で社会科を廃止するという方針を打ち出せば、おそらく教員か父母たちの反対が強くなるのが想像されるので、なしくずしに、当面は低学年と、高校から「社会科」を廃止してしまおうとしていると考えられるのである。

校長や教頭に道徳の授業を持たせるといふ方針は、これまた戦前に行なわれていたことなのであって、それを復活させようというのである。校長は管理手当をもらっている管理職である。だから管理の意図が平の教員を飛び越えて子どもたちに充分に貫徹されることになる。「教課審」は読んだのである。だからここで彼らが言うところの「道徳」なるものが何であるかは極めて明瞭なのである。

われわれの言う道徳とは、「人類の良心」に従つて行動

成のためのそして何よりも民主主義を創造的に実践しうる主体づくりの教科として位置づけられたものだったのである。もちろんそれは、社会科だけで実現しうるものではなく、すべての教科、すべての教育活動を通じて実現しうるものであると考えられてきたのである。だから、社会科という教科名を改めて「公民科」とするといふ意図は、将来の世代から批判力をぬきとり、国家・社会の規範を無条件に肯定する国民を育てることを彼らは「公民科」で果たそうとしているのである。

御承知のように、文部省の一九六八(昭和四三)年の学習指導要領(戦後三度目の改訂)は、多くの新聞が驚きの声をあげて指摘したように「神話を復活」させ、「天皇敬愛の精神」をことさらに強調し、「公民育成」に力点をおくことを方針として打ち出したのであった。

その学習指導要領の「内容の取扱い」方の説明のところから二、三引用してみよう。

「日本の神話や伝説も取り上げ、わが国の神話はおよそ八世紀の初めごろまでに記紀を中心に集大成され、記録されて今日に伝えられたものであることを説明し、これら古代の人々のものの見方や国の形成に関する考え方を示す意味をもっていることを指導することが必要である。」「いたがずに細かな史実にわたることをさげ、歴史上の人

物や物語などをじゅうぶんに活用して、中学校の学習との効果的な関連をくふうするとともに、わが国の歴史を通じてみられる皇室と国民との関係について考えさせたり、貴重な文化財の尊重・保護が国民全体のたいせつな歴史的責任であることを自覚させたりするよう配慮する必要がある」またさらに、憲法の学習については、「天皇については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げて指導し、歴史に関する学習と関連を図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすることが必要である」と強調しながら一方で、「国民としてのたいせつな権利・義務についても参政権、納税の義務など、児童に理解しやすい事柄を中心に指導することが必要である」として、基本的人権の思想や、その具体的権利の内容は教える必要はないとして抜き去ってしまったのである。

今回の学習指導要領の改訂では、その延長線上で社会科学を解体して小学校低学年では生活科とし、高校では公民科に改めるというのである。

道徳教育を徹底し、日の丸・君が代を学校に強要するこの学習指導要領のねらいは結局は「国家・社会の進展に進んで寄与しようとする態度」をもった公民を養成することがねらいなのである。

ったのである。

戦後の教育改革つまり新教育は、このような教育制度の二重構造を打破して教育の機会を平等にし、しかも高校まではすべての階層の国民に等しく開放しようという理念をもってはじまったのである。高校三原則、すなわち男女共学、総合制、小学区制はまさにその理念の具体的目標として設定されたものである。

資本の論理からいうとこれは必ずしも望ましいものではない。第一に高校までの平等な教育保障は「教育予算」を食いつぎする。第二に教育競争が低下して、資本の要求に応じ低賃金に甘んじて我武者羅に働く労働者を得にくくなる。また第三に国民一般が高学歴化すれば、賃金格差をつけにくくなり、当然に資本の利潤は低下する。

このような理由もあって資本の側は、教育の平等という理念を攻撃しはじめた。

第一に各人の能力は生得的なものであって努力によってカバーしうるものはあるにしても、遺伝的素質は否定し得ないという一八世紀以来のイデオロギーを持ち出してくる。

第二に学校制度のピラミッド型を構築し、上級の学校ほどその数を制限し、いわば、「椅子取りゲーム」を強制する。そしてこの椅子取りゲームに敗北したものは、もとも

現在の日本の国家・社会は、資本家たちの国家・社会である。資本は諸外国に商品を売りつけて莫大な利潤を追求しつつある。資本主義の生きのびる道は文明の利器を総動員して商品の生産において「速かに」「一挙に」「莫大な数をこなす」効率的に利潤を追求しようかどうか、そして競争に勝てるかどうかにかかっている。科学・技術の高度化にともなうその集約化、その改良と応用力における「創造性」「新製品の開発力」それらの特性を身につけた産業の戦士の養成は資本の命運を左右するから、資本の学校教育への期待は大きく強められてきているのである。

能力主義または成績第一主義 (meritocracy) は近代産業が生み出した人間評価の規準であって、これが近代学校を支配する中心の原理となっているのである。

一八七二(明治五)年の学制以来、日本の学校は、庶民のための義務制の学校と専門学校または大学の制度と二重の構造をつくり上げていた。義務制の学校は、兵隊・下層の労働者・下層の農民そして大部分の女性たちを教育し、読み、書き、そろばんを教え従順に命令通りに行動できるように「修身」の教育をする機関であった。一方、専門学校や大学は上級の官僚、軍隊での将校・企業の経営者、または企業での技師や職場長の養成所であり、したがって地域社会では名門といわれる上層階級の子弟の教育機関だ

と能力がないとあきらめ、従って現にある賃金格差を甘んじてうけとり勝ったものは当然のこととして敗北者たちよりは高い賃金をもらうのを当然だとして肯定する。

今回の学習指導要領改訂の原理の一つは能力主義を徹底させるという方針であって、それが臨教審の提起した「個性重視」または「個性主義」という概念の一つの側面なのである。

「小学校から学習評価を多様化する」という方針は、個々の子どもたちの個性を発見しその個性に即して自由に伸々と子どもの自発的活動を許そうという方針なのではない。むしろ、子どもたちの能力あるものも能力無いものも平等に扱うことをやめてそこにある能力差を確認し、子どもたちにも確認させろというのである。だから、中学校では、習熟度別編成をとり入れて、能力別の取り扱いに慣れさせろという案である。もう高校ではこの習熟度別編成がすでに実施されている。これに小学校からなれさせろというのである。

一九七九年一二月の国連総会では「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択した。それを日本政府は一九八〇年の国際婦人年の中間年の集會に代表を派遣して、一九八五年までに批准することを約束した。そうして「男女雇用機会均等法」を制定した。これは「女性

差別撤廃条約」の精神の換骨奪胎である。われわれは更に「女性差別撤廃条約」の完全批准に向けた闘いを継続させねばならない。

ところで、その「女性差別撤廃条約」にはその第十条に教育の平等を規定し「当時国は女性に対し、教育の分野において男女の同等の権利を確保するため、特に男女平等を基礎として次のことを確保するため、女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」とし、(a)から(h)までの条件を設定したのである。少し引用が長くなるけれども是非各項目を読んで検討してほしい。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における進路及び職業指導、勉学の機会並びに資格証書の取得のための同一の条件。この平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる形態の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一水準の資格を有する教職員及び同一の質の学校施設 (school premises and equipment) についての機会

(c) 教育のすべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃。この場合において、その目的の達成を助長することとなる男女共学その他の種類の教育を奨励し特に、教科書及び授業

計画の改定並びに教授法の調整を行う。

(d) 奨学金その他の勉学補助金の利益を享受する同一の機会

(e) 教育継続計画（成人向けの及び機能的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした教育継続計画を利用する同一の機会

(f) 女子学生の中途退学率の減少及び早期に退学した女生徒及び女性のための計画の策定

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特別の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）についての機会

従来、女性はこの国においても男性に比べて差別的に扱われ、いまだに基本的人権の享受という点で不平等に扱われているのであって、このような差別から女性を解放するための手段として教育における完全な平等を実現しなければならぬのである。

この差別と教育との関係は一切の他の差別においても同じことなのであってわが国においては、障害者の教育、少数民族の教育、とりわけ被差別部落の教育並びに下層の労働者の教育において意識的に「平等の条件」を保障するた

めに努力されねばならないのである。

「差別」をそのままにしておいて、能力主義の原理が教育に適用されるならば、被差別の側におかれた住民の子どもたちは、常に排除されるか、能力無しと位置づけられてしまうことになるのである。教育における能力主義は現状の差別を温存するだけでなくその現状の差別をさらに助長することとなるのである。

二、臨教審の政治的立場

すでに何度も臨教審の批判を本紀要でも展開してきたのであるが、昨一九八七年八月七日に最終答申を出して臨教審は一応解散してしまったので、ここでもう一度総括しておくことにしよう。

(1) 戦後政治の総決算の教育版

この臨教審の政治的立場を私なりにまとめてみると、第一にそれは中曽根首相（当時）の政治の道具であったというところである。第二にそのことの何よりの証明は、中曽根首相のいう「戦後政治の総決算」の一環としての位置づけに忠実にしかも選挙の予定日に合わせてそのつど急いで中間答申が出されたことである。

一九八四年九月五日に臨教審は初会合をもち、中間的に審議のまとめを発表しながら、第一次答申は一九八五年六月二六日に出された。これは東京都議選の直前であった。そして第二次答申は、衆参同日選挙前の一九八六年四月二三日に発表され、第三次答申は統一地方選挙前の一九八七年四月一日のことであった。もともと最終答申は、臨教審委員の任期切れのために一九八七年八月七日に提出の運びとなつたが、政治の道具として選挙を政府自民党に有利に作用することをねらって答申が使われたことは一貫していた。

そして臨教審は、臨調・行革の路線の延長として、財政支出抑制という方針にしばられたものであった。この点は大蔵省からの申し入れもあつたし、また文部省からも特別の注文が出されていた。

大規模学校の解消や四〇人学級実現などの問題は、臨教審の課題にしないようにというわけである。それゆえ、臨教審答申には、教育の諸条件の整備という課題は、ほとんどふれられていない。国民の切実な願いや要求である過大学校やスシ詰め学級、特に高校の過大すぎる学級定員の改善などには、何ひとつ答えようとはしなかった。

それから臨教審は、従来の文部行政の画一性・硬直性について、ことばの上では批判をしていたが、何らの文部省改善の具体的改革案も出してはいない。御承知のように臨教

審のメンバーは、二五人だが、そこには大きく二つのグループがある。一つは中曽根前首相の私的諮問機関である「文教懇」と松下幸之助の主催する「京都座会」の両方にまたがって所属する香山健一学習院大学教授たちのグループ、もう一つは当時の森文部大臣の推薦した文部省支持派といわれる飯島名古屋大学学長・有田寿一氏などのグループであった。

前者の香山健一は第一部会の部会員、後者の有田寿一は第三部会の部長で飯島宗一は第四部会長だったのだが、香山派は最初から「自由化」を中心原理にすべきだと主張、有田・飯島派はそれでは文部省の権限が弱まり混乱が予想されると反対した。香山派の自由化論は、日本の資本家たちの要望を先取りした「自由競争主義」の教育版であるから、過去四〇年間の文部省の「新教育なくすし政策」、国家主義的な中央集権的行政指導を否定しかねないわけであるからこの二つのグループ臨教審の出発当初から意見が対立し、激論の末に妥協が成立して「個性重視」または「個性主義」の原理で統一されたのであった。

最終答申が出た後は、主として文部省が教育改革を推進していくことになるので、より硬直した従来通りの文教行政が実施される恐れが現実のものとなってきている。臨教審答申関連六法案というものの中味を見れば、こ

のことはいっそう明確である。

(2) 平和・基本的人権の尊重・民主主義の根本原則の否定

臨教審は、その答申の中では「教育基本法の精神を尊重」と言っているが、実際のところは、それを根本から否定している。彼らは教育基本法の線に沿ってといいながら、「個性尊重」という原則だけを抽出して、平和・基本的人権の尊重・民主主義という教育の根本原則を意図的に無視してしまっている。教育基本法の精神は、日本国憲法の精神を受けつぎ、それを具体化するものであるが、実際上はこれを否定してしまっただけ。しかも、臨教審の最終段階で塩川文相（当時）が権力的介入を行ない、「国歌ならびに国旗に対して尊敬の念をもたせる」という文言を挿入させ「日の丸・君が代」重視を強調したのだ。

(3) 国民の「教育改革への期待」を裏切る臨教審

このように臨教審は、「国民の側が教育改革に期待しているもの」には何らこたえず、もっぱら中曽根自民党政権の政治的道具としての役割りに終始したのである。

国民の側が教育改革に期待したものは、「教育荒廃」といわれる現実をどう変革するのかということであった。「教育荒廃」なる現象の根本原因を正しく分析・把握し、

そこから具体的かつ有効な対策が打ち出されることを期待したのである。しかしながら、このような国民の期待を裏切り、「教育荒廃」は親と教師に責任があるかのような攻撃をしかけている。入試地獄といわれる「教育競争への傾斜」についても同様で「入試改善」も掛け声だけで、何らの具体案も明示していない。大学共通一次テストに代わる「新テスト」なるものについても、多くの私立大学が「大学の序列化をいっそう進めるもの」として反発をまねいているのが実状である。この「新テスト」実施にむけ法案が国会に上程されたが、「受験地獄の解消にはほど遠く、いっそう競争をおおるものだ」との批判がまきおこっている。

また国民の側は、日教組の教育改革プランや「女だけの民教審」の提言などにもみられるように、せめて高校までは全員入学の道を開いて無償化してほしいという強い願いをもっている。しかし、この親たちの切実な願いについても拒否してしまっている。そして「六年制中等学校」や「単位制高等学校」の新設などという小手先の改善策しか提示しなかったのである。

また、マンモス学校解消や少し詰め学級の改善などの国民の願う教育諸条件改善についても、先にも少し述べた通り、全く無視されてしまったし、臨教審の「目新しさ」の

売り物にしようとした「九月秋期入学」の案も、「のぞましい」というにとどまり、先送りされた格好となった。先進諸国といわれる国々では、だいたい学級定員は三五名までの規模で、イタリアでは学級定員を二五名にする法案が採択されるにいたった。しかもそのクラスに障害児が入って来たら二〇名減らし、加配を一名つけるという状況にある。「世界の中の日本」を声高に叫んでも、学級定員がいまだに四五名の現状のままでは、国際社会の中では笑いものになるだけである。

このように臨教審は、「文部行政の画一性・官僚統制への批判」をことごとくは並べているが、何らの改革案も示していない。文部省改革（廃止）案も出さなかったし、教育委員会の改善案や学習指導要領の国家基準化の取りやめ、教科書検定の廃止も、何らの具体策をまとめるにはいたらぬ。教育条件整備にはお金をまわそうとせず、もっぱら軍備優先の行財政改革に血道をあげているという臨教審や自民党政治の真実の姿が、あまり国民の認識として浸透してはいないのではないかと思っている。この点は、われわれの努力の弱さとして反省すべきである。

三、「戦後政治の総決算」と今後の問題

日本の政府並びに自由民主党は双頭の鷲である。一つは中曾根前首相に象徴される憲法改正派であり、天皇制再建派である。この集団は靖国神社法案を折あらば成立させ軍事力増強という物質的基礎を強固にするために「防衛」の任につく国民の愛国心の教育に力点を置く立場をとる。右翼的民族主義者集団でもある。奥野国土庁長官のような、発言問題にみられる日本帝国主義戦争に一片の良心的呵責をも感じない旧天皇制イデオロギーをいまだに保持している人々の集団である。

彼らはたとえ一九五五(昭和三十)年の民主党を名のっていた頃に、「憂うべき教科書」なる攻撃をかけ、文部省に攻撃をかけて教科書検定官を多数おくり込み、学校の管理体制を強化させ、日教組攻撃のための勢力としての右翼に資金をみつき、中教審をつかって、一九六五(昭和四十)年には「期待される人間像」を出させ、一九七七(昭和五二)年の学習指導要領の改訂に当っては当時の三浦防衛庁長官をつかって海部文部大臣に強硬な申し入れをし、ついに「君が代」を国歌として学習指導要領に明記させた。全国に指令して各自自治体で決議させ、「日の丸、君が代」掲揚と斉唱を奨励させてきた。一九八五(昭和六〇)年の九月五日、文部省は遂に、全国の小中高における「日の丸」と「君が代」の実施の状況の一覽表を発表し、その未

実施府県に大きな圧力をかける挙にでてきた。沖縄並びに京都府ではその後教育委員会からの指導がきびしさをましている。

他の一つは、経済界の意志を忠実に実行に移し、日本経済の当面の課題を明確にしつつ、それを教育課題として学校教育に貫徹させようとする集団である。財界四団体、つまり経済団体連合会、日本経営者団体連合、日本商工会議所、経済同友会は戦後いちはやく教育への発言を繰り返してきた。

文部省に付属する審議会には常に財界を代表する立場の人物がおくり込まれて、そこでつくられた答申は常に文部省の教学方針に採用されてきているのである。

一九五六(昭和三一)年十一月には、日経連が「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を出した。また最もその後の日本の教育に決定的影響を与えたのは、経済審議会の「経済発展における人的能力開発の課題と対策」であった。また一九六九(昭和四四)年には日経連が「教育の基本問題に対する産業界の提言と見解」を出し、その二年後には「大学改革の実現に関する要望」を出している。

財界の政策である高度経済成長政策に忠実に従ってきたのは文部省であり、その方針が能力主義、競争主義の教育

への傾斜を促進させてきたのである。ここにむしろ「教育荒廃」の真の原因がある。

しかるに臨教審はこの根本の原因に目をふさいで、「教育荒廃」の原因は、教師と両親にあるとむしろ攻撃しているのである。

民族主義並びに国家主義を子どもたちに押しつけ、一方で能力主義と競争主義をおおって育てられた子どもたちに「基本的人権」の思想が育つはずはないのである。

日本の支配層は国際主義とか国際感覚ということばをやらに使いはじめている。海外市場に依存し、国際競争にかりたてられ、外国に資本を移出して外国人労働者を多数雇用せざるを得なくなった今日の状況では、むしろ客観的に、独善を排して、共存の道を選ばざるを得なくなっているのである。インターナショナルイズムに裏打ちされた民族主義であるのか、ナショナルインターナリスト(自己民族の利益優先)を基本としたことばだけの国際主義であるのか、それを基本的人権の思想を持ちはじめた諸外国の人民はただちに見抜く力を持ちはじめているのである。

四、国際的動向からみたわが国の教育

今年、一九四八年十二月十日に国連第三回総会で採択

された「世界人権宣言」の四〇周年の年に当たる。この宣言は国連憲章の精神をうけて制定されたものであって、反戦、反差別と人間の基本的人権の尊重の精神が一つのものであることを明確にしている。

一九五七年からはその時々の中での世界の人類の立場に立つて重要な課題に重点的に取り組むための国際年の設定がはじめられた。国際地球観測年がそれであった。その後毎年のようにそれぞれのテーマが設定されたのであるが、一九六八年には国際人権年、一九七一年には人種差別とたたかう国際年、一九七五年には国際婦人年、一九七八年には国際反人種隔離政策年、一九八〇年には国際婦人年中間年、一九八一年には国際障害者年、一九八二年には南アフリカ制裁国際年、一九八五年は国際青年年、一九八六年には国際平和年、そして一九八七年は、国際居住年であった。

また、その間に幾つもの国際条約が採択され、その批准を加盟国に要求し実効を上げてきている。第二次世界戦争の直後には、難民の問題、無国籍者の問題などをとりあげ、やがて、一九六五年には「あらゆる形態の人種差別撤廃条約」、一九六六年には「国際人権規約(A、B)並びに議定書」一九六八年には「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約」、一九七三年には、「アパルトヘイト犯罪の鎮圧及び処罰に関する国際条約」、一

資料

年	国際的な人権拡充の動向	国内の政治と教育をめぐる動向	教育問題	経済界からの要望
1945	国際連年の国際年	政治・社会 8/第2次世界大戦で敗戦(無条件降伏) 4/新憲法下で初の総選挙 11/日本国憲法を公布 1/CHQが2,17セネストに中止命令	9/文部省「新日本建設の教育方針」しめす 8/教育刷新委員会を設置 3/教育基本法「学校教育法を公布 日教組結成	
1946	国際連合結成			
1947				
1948				
1949		3/自由党衆議(吉田改進黨) 人身売買及び他人の売買からの抑取の防止に関する条約		11/参議院、科学技術振興に関する決議
1950		朝鮮戦争はじまる。ソ連・中国 9/ソ連・フランス・米と平和条約。 日米安保条約締結	8/徳佛教育団連合団法公布 7/文部省、学習指導要領(試案)を改訂 6/日教組、教師の権限綱領決定	
1951				
1952				
1953		1926年奴隷条約改正議定書 無国籍者の地位に関する条約		
1954		6/保安隊を改組し自衛隊が発足 10/池田・ロバートソン会談 11/保守合同	6/徳佛社会教育の寄与の中での役割に関する臨時 協議法、教育公務員特例法改正案を公布 民主党「教育」をうべき教育問題	6/理科教育審議会審中 10/中央教育審議会(中)の報告(1)の作成について 11/11に於て1957日経連科学技術教育振興について の意見
1955				
1956				
1957				
1958				
1959				
1960				
1961				
1962				
1963				
1964				
1965				
1966				
1967				
1968				
1969				
1970				
1971				
1972				
1973				
1974				
1975				
1976				
1977				
1978				
1979				
1980				
1981				
1982				
1983				
1984				
1985				
1986				
1987				
1988				

年	国際的な人権拡充の動向	国内の政治と教育をめぐる動向	教育問題	経済界からの要望
1968				
1969				
1970				
1971				
1972				
1973				
1974				
1975				
1976				
1977				
1978				
1979				
1980				
1981				
1982				
1983				
1984				
1985				
1986				
1987				
1988				

九七九年には「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」そして、一九八四年には「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止に関する条約」を採択し、多くの国々がこれをすでに批准しているのである。

以上のリストは主なものピックアップであって、すでに条約は二十に及んでいるのである。しかし、わが国ではまだ七つしか批准していないのである。如何に日本政府はこれら動向に無関心であるかがわかる。

国内にある差別を克服する努力並びに差別問題に熱心に取り組む多数の人間の存在があれば、政府の人権条約に対する無関心は許されるわけではないのであるが、日本の現状ではいまだにそうならないために、政府の無関心は容認されたままになっている。

毎日新聞の一九八八（昭和六三）年一月二〇日の朝刊社説には「『人の国際化』にどう取り組む」という題でこの問題にふれられている。

「異なった文化的背景と社会習慣をもつ外国人が、私たちの周囲で確実に増えていく。日本の社会で多くの戸惑いが生じ、またある種の摩擦さえ起こるかも知れない。しかし、真に国際社会の一員になるには、この試験を乗り切らねばならない」そしてまた、「そのためにも、外国人に

対するいろいろの差別を解消し、受け入れの制度や仕組みを早急に変える必要がある」というのが論説の大意である。

国内をみても在日韓国人、朝鮮人に対する差別、障害者に対する差別、女性差別、アイヌ差別、そして最も大きな部落差別に文部省は一度も積極的な方針を出したことがない。

今回の学習指導要領の改訂に当たっても、臨教審の言葉を用いて国際化とか国際的感覚ということばは多数使用されることになるだろうと予測しうる。しかし、彼等の打ち出した旧態依然とした民族主義と能力主義の徹底としてこの二つの基本原理をそのままに国際化が教育の問題として充分に次の世代のものになることはとうてい望めないのは明らかである。

紙数の関係でこまかく説明することはできないが、末尾に付した年表を参照していただければ幸いである。世界の動向と日本の政治動向とは全く方向が違うのである。

五、われわれの側の対応

戦後部落解放運動が展開されて、解放教育の成果もかちとられてきた。

私たちの側が教育改革をすすめるための原則は、

第一に、教育・保育の無償化の原則

第二は、平和と国際連帯の原則

第三は、子どもの主体を最大限に尊重する原則

第四は、教育改革への国民の参加をうながす原則

の確立が大切である。次にもう少し詳しく見ていきたい。

第一に、部落解放運動が切り開いてきた保育・教育の成果は、世界史の動向に照らしてみてもたしかに普遍性をもつものであって、単に被差別部落の住民だけのものではない、ということをやより具体的に説明していくことが必要になってきた。

国際連合に結集する各国の代表はもちろん、特に第三世界といわれる諸国民の基本的人権のための闘いは、今や経済大国、軍事大国をおいっつめつつある。その闘いと連帯を強め、ユネスコで何度も討議されている「人権教育」の重要性とその実践が世界中にいま大きなうねりをつくり出しはじめている事実を目を向けなければならぬ。部落解放運動はこの世界に波打ちつつある動向と一致するものである。解放運動は国際人権規約の批准に先鞭をつけてきた。女性差別撤廃条約の批准またしかりであった。さらには、人種差別撤廃条約や教育における差別待遇防止条約の早期批准のための運動も強められてきている。

また国内的には在日朝鮮人・韓国人の差別、アイヌその他の民族差別、障害者の差別、職業差別、学歴差別、女性差別などに関心をもち人々も広範囲に結集しはじめている。人権のための闘いは今や民主主義の政治を前進させるスクリーンとなりつつある。

先にも述べたように、二二世紀は基本的人権のための闘いを基盤に切り開かれようとしている。教育・保育の闘いも、基本的人権の思想なしにはその正しい方向を持つことはできない。

そのような意味で、部落解放保育・教育は二二世紀を切り拓く重要な契機となると言える。一九八八年が、世界人権宣言四〇周年という記念すべき年であることをふまえ、その普遍性の宣伝は、さらに強化される必要がある。

また、この運動は、部落解放基本法を制定させるための国民運動と結合され、広範な国民に支持を拡大しなければならぬ。

第二に臨教審に対する国民の期待は、ひょっとすれば教育荒廃を解決してくれるのではないかという期待だったのであって、相当、大きい期待であった。しかし、今やその期待は急激にしぼんできて、もはや最終報告に対しても国民は期待を持たなくなっている。国民の失望は日に日に大きくなるばかりである。この際、臨教審批判と私たちの側

からの積極的な教育改革の運動を、各地で大規模に展開することが望まれる。

第三に、教育労働者は日教組の分裂を回避し、団結を回復して、そのエネルギーをふるいたたせて地域住民と手をたずさえて、臨教審批判の行動を起こさねばならない。臨教審批判の行動の中で、平和、基本的人権、民主主義の教育とは何かの論議を再度まき起こすこと、そして地域に教育改革のための住民組織をつくり上げてゆく必要がある。しかしその際の原則として、女性、障害者、在日朝鮮人・韓国人そして部落解放運動の担い手を、必ず組織の中心にすることを忘れてはならない。

第四に、地域に保育者集団（保育労働者、保育所利用中の親、その他保育に関心のある地域住民、それに被差別集団の代表の組織）をフルに活動させることが必要である。保育所の予算は減らされ、受益者負担の高料金が必ず打ち出されてくることになる必然性が目の前にあるからである。この際、保育・教育の自由権的把握だけでは不十分なのであって、その社会権的把握の重要性が十分に認識されなければならない。今日の教育・保育のたまたかの中心の課題は自由権か社会権かの把握の仕方にかかってきているからである。

第五に、民主教育改革大綱とでもいうべき、今後の教育

の改革を目指すわれわれの側の大綱づくりに取り組み、あらゆる民主団体、市民知識人労働者の組織の結集をはかる必要がある。

とくに、われわれは、地域教育改革の主体となる集団の形成を目標に努力しなければならない。しかもそのような地域の教育改革の主体には、何度もくり返えすが、従来、差別によって教育権を奪われてきたものの代表として、解放同盟・障害者団体の代表、女性の代表、とくに働く女性の代表、在日朝鮮人・韓国人の代表、労働組合の代表などがどうしても参加するよう、そして十分に意見が出しつくれるように配慮してゆることが非常に大事である。

そのようにして成立した地域教育改革の主体がわれわれの側の教育改革案を「民主教育改革大綱」ともいうべきものを提示することに取り組むべきであろう。

それは、日教組の教育制度検討委員会や、今回の臨教審に対抗してつくられた女性による民間教育審議会の報告書などにもすでに多くの重要なことが提案されている。

この「大綱」は文字通りに大綱であって、あまり細かな規定はいらないだろう。例えば、

- ① 教育行政はどうあるべきか。
- ② 教育内容は誰が決定するのか。
- ③ 子どもの主体をどのように理解し尊重するのか。

④ 保育・教育の商品化・企業化はどうすれば防止できるのか。

⑤ 高校の義務化は何故必要か。

⑥ 大学教育を国民のものにするための方策。

⑦ 教師の主体性を確保するための方策。

⑧ 国家の権限と地方自治と教育の関係。

これら八項目ぐらゐの諸課題についてのイメージを明らかにして、地域住民に提示し、各地で討論を集約し、それらが出そろいかけた段階で地方の教育会議を開き、さらに全国集會に集約してゆくような大教育運動を展開してはどうであろうか。

子を持つ親たちは勿論、子育てを終了したと思っている地域住民も教育の現状を肯定していない。学校に対する不満、教師に対する不信も高まっている。その原因はこの小論で指摘したように実は戦後四〇年に亘る政府・自民党と文部省とが展開してきた教育行政の間違ひの結果なのである。ところが政府と文部省は、親たちや国民の側の不満をすべて「日教組」のせいであるとして、親と教師の離間策にでて、むしろ真面目に親たちの方を向く教師を追い詰めてきたのである。「日教組」に結集する教師の中には、もちろんさまざまな教師がいる。しかし少なくとも平和を守り、反核・反原発の大事さに気づき人権の思想を子どもた

ちに根づかせるとの大切さに気づいている教師は一方で確実に増加しているのである。

この教師たちを孤立させないための労働者の多くが、教育の問題に「われわれの問題」意識を持って立ち上ることを要請しなければならないのである。

最新刊

鈴木祥蔵著

『平和・人権と教育』

解放出版社刊 定価一、八〇〇円